

令和2年度事務事業実績評価表

1 事業概要

		課名	農業委員会事務局	事業No.	167
事務事業名		会計	一般会計		
		事業区分	経常	実施区分	継続
		開始		終了	
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称	
	戦略計画				
	分野別計画				
	法令・例規等			農業委員会に関する法律 農地法 農業者年金基金法 ほか	
事業目的		対象	飯田市農業委員会に付託された各種法令等に基づく業務		
		意図	適切かつ円滑な実施		

2 事業内容

2年度取組	取組内容		経費の内容				事業費(千円)				
	<p>令和2年7月20日の委員改選により、第24期飯田市農業委員会が発足しました。新たに委員となった15名を含め、農業委員19名、農地利用最適化推進委員19名、合計38名の委員は「農地利用の最適化」を任務として農家相談、農地の集約と遊休荒廃化の抑制、各地区の「人・農地プラン」の実質化等の活動を行いました。</p> <p>特に「人・農地プラン」の実質化については、コロナ禍の中ではありましたが、感染防止の工夫を凝らしながら地区内の耕作の担い手と農地所有者との話し合い等を積極的に進め、18地区の実質化に尽力しました。今後は実質化の内容に基づき担い手へ農地を継承する活動を推進します。</p>		農業委員(19名)・推進委員(19名)報酬 30,386 農業者年金加入推進 1,652 国有農地草刈業務 381 農地利用状況調査謝礼 178 会計年度任用職員 5,487 その他の経費 2,642								
活動指標	指標名 (数値で表せる活動量)	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
	法令に基づき正しく審議された案件割合	%	100	100	100	100	100	100	100	100	
	農地相談件数	件/年	180	113	180	133	180	94	120	98	
	農業者年金新規加入者数	人	5	15	5	12	5	9	5	6	
	遊休農地面積	ha	280	295	280	311	300	322	310	337	
2年度決算(千円)	予算額	44,672	特定財源内訳及び補正事項								
	決算額	40,726	(県) 農業委員会設置交付金 (国10/10) 4,640千円								
	財源の状況	国庫支出金	0	(県) 農地利用最適化交付金 (国10/10) 11,994千円							
		県支出金	17,899	(県) 機構集積支援事業費補助金 (国10/10) 854千円							
		地方債	0	(県) 国有農地関係事務補助金 (国10/10) 411千円							
		その他	1,674	(そ) 農業者年金基金業務委託手数料 1,652千円、							
一般財源	21,153	(そ) 農家台帳コピーサービス他 22千円									

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	予算額	決算額	中事業名(科目名称)	
1	1	6	1	1	10	1	3,125	1,624	農業委員会総務費	
2	1	6	1	1	11	1	32,887	31,618	農業委員会活動推進事業費	
3	1	6	1	1	12	1	1,700	1,652	農業者年金事業費	
4	1	6	1	1	13	1	1,421	345	農地調整事務処理事業費	
5	1	6	1	1	1	3	5,539	5,487	会計年度任用職員人件費	
6										
7										
振返り課題認識		農業振興では、農業者の高齢化や農地の遊休化が進む中、耕作の継承が大きな課題となっています。農業委員会では、担い手への貸し付けを推進して農地の遊休化を最小限に留めてきましたが、今後も「人・農地プラン」の実質化に向けた対応を更に推進し、地域農業の発展に取り組む必要があります。また、リニア関連事業等、大規模事業に係る農地転用案件が増加したため、今まで以上に県の機関、庁内関係部局、転用事業者の方々との調整・協議が重要となりました。								
上記の課題解決のための有効策		農業振興では、各地区内の「守るべき農地」の維持が課題となります。そのため、地区内の耕作の担い手の規模拡大要望を把握し、適切な農地のマッチングを行うため、各委員の更なる情報収集活動を進めてまいります。また、大規模事業の農地転用案件については、現在行っている庁内関係部局との事前調整を、更に綿密に行う必要があります。								
次年度に向けての取り組み		農業振興については、関係各位の協力を得ながら「人・農地プラン」の実質化がなされた地区内での農地継承の成果を積み重ね、新たな実質化を行う地区も検討してまいります。また、大規模事業の農地転用案件では、法令の範囲内で転用事業者の移転先希望に寄り合い、早めの対応を行ってまいります。								